

令和3年度特別監察報告書

令和4年3月

国土交通省大臣官房監察官室

目次

第 1	はじめに	1
第 2	監察事項等	3
第 3	対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間	4
第 4	監察結果	5
I.	対象機関における取組状況	5
(1)	コンプライアンス意識の徹底に関する取組	5
(2)	事業者・OBとの接触・対応に関する取組	6
(3)	機密情報管理の徹底に関する取組	7
(4)	応札・落札状況の分析に関する取組	8
II.	提示意見	9
(1)	コンプライアンス意識の徹底に関する取組	10
(2)	事業者・OBとの接触・対応に関する取組	11
(3)	機密情報管理の徹底に関する取組	11
(4)	応札・落札状況の分析に関する取組	13
(別添)	対象機関における取組状況	15
(参考 1)	令和 3 年度特別監察報告書 (概要)	
(参考 2)	高知県内における入札談合事案に関する調査報告書 (抄)	
(参考 3)	令和 3 年度監察基本計画	

第1 はじめに

平成24年10月に高知県内の国土交通省の事務所における入札談合等関与行為に対する公正取引委員会からの改善措置要求とともに、省全体としての改善措置を求める要請を受けたことを踏まえ、国土交通省では、平成25年3月に「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）をとりまとめ、再発防止対策を講じた。

調査報告書では、再発防止対策の一つとして、「談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施する」ものとしている。

このため、平成25年度以降、入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、再発防止対策の実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うこと等を目的とした特別監察を実施している。

以下、地方整備局の事務所及び内閣府沖縄総合事務局の事務所（ただし、開発建設部所管の事務所に限る。）並びに北海道開発局の開発建設部を「事務所等」といい、地方整備局本局及び北海道開発局本局並びに内閣府沖縄総合事務局開発建設部を「本局」という。

(参考)

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」における再発防止対策（概要）

1. コンプライアンス推進の強化

- (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置
- (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置
- (3) 違法性の認識に関する研修の徹底
 - ・ 研修において十分に認識させるべき内容（懲戒処分等）や、グループ討議方式等の手法の積極的な採用
 - ・ 国土交通大学校の研修との有機的な連携や、一人の職員が繰り返し倫理研修を受けるような体制の構築
- (4) 意識改革に向けた取組
 - ・ 事業者との接触ルールの明確化・徹底等を通じた抜本的な意識改革
 - ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化の実施やオープンな接客室の設置等
- (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底
- (6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

2. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

- (1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し
 - ・ 予定価格作成時期の後倒し及び入札書と技術提案書の同時提出
 - ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
 - ・ 技術提案書における事業者名のマスキングの必要性の検証
- (2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用
- (3) 情報管理の徹底
 - ・ 機密情報に関する管理方法及び管理責任者の明確化・ルール化
 - ・ 機密情報を電子データとして保管する場合における情報管理の徹底

3. ペナルティの強化

- (1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ
- (2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

4. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

- (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等
- (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の事業者別年間受注額・受注割合の公表
- (3) 抜き打ち本省特別監察の実施
- (4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

5. 再就職の自粛要請

6. 再発防止対策の周知

第2 監察事項等

令和3年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

I. 監察事項等

1. 監察事項

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

2. 重点項目

令和3年度の特別監察は、事務所等に対して、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項として、特に以下の4項目に重点を置いて実施した。

- (1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

II. 対象機関

北陸地方整備局 湯沢砂防事務所
中部地方整備局 木曾川上流河川事務所、浜松河川国道事務所
中国地方整備局 福山河川国道事務所
四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所

III. 実施方法

- ・ 監察対象機関である事務所等の発注工事に対する応札状況等の分析
- ・ 監察対象機関である事務所等に対し、ヒアリング事項を送付
- ・ 監察対象機関において、事務所長等の幹部職員に対するヒアリング及び現地の取組状況（機密情報管理、競争性を高めるための措置の実施状況等）を確認
- ・ 監察終了後、後日 Web 方式にて、局長・副局長等の幹部職員に対し、監察結果を報告

第3 対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間

対象機関	担当監察官	実施期間	報告日
中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 浜松河川国道事務所	総括監察官 中村 貴志 監察官 岡崎 仁美 監察官 田中 孝幸	10月7日 及び 10月8日	10月26日
四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所	総括監察官 中村 貴志 監察官 田中 孝幸 監察官 神田 真由美	10月14日	11月15日
中国地方整備局 福山河川国道事務所	総括監察官 中村 貴志 監察官 岡崎 仁美 監察官 田中 孝幸	10月27日	11月9日
北陸地方整備局 湯沢砂防事務所	総括監察官 中村 貴志 監察官 神田 真由美 監察官 岡崎 仁美	11月1日	11月15日

第4 監察結果

I. 対象機関における取組状況

特別監察において確認した取組状況の概要は、以下のとおりである。なお、各監察対象機関における取組状況の詳細については「(別添) 対象機関における取組状況」を参照されたい。

(1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 違法性の認識に関する研修の内容について、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるものとする
- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定する
- ・ 全職員の講習会等の受講状況を把握する など

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、職員に対する講習会等（コンプライアンス研修、講義、講座、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。以下「講習会等」という。）の受講状況を把握し、未受講者に対しては個別に説明するなどして、期間業務職員を含む全職員が講習会等を受講または受講と同等の効果を求めるための取組が行われていた。

また、違法行為を抑止する観点から「入札談合等入札に関する違法行為に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること」、「自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等入札に関する違法行為に巻き込まれることがあり得ること」を十分に認識させるよう講習会等の資料に盛り込むとともに、過去に生じた不祥事案の内容とその具体的な要因等についても講習会等の資料等を通じて周知を図っていた。

あわせて、発注者綱紀保持の徹底等の観点から「発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること」、「報告は職員に課された義務であること」、「報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること」、「報告を怠った場合には処分があり得ること」についても、講習会等の資料に盛り込むこと等で周知を図っていた。

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 事業者との接触ルールを明確化・徹底する
- ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、事業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにする
- ・ 入札契約に関する業務について事業者・OBから不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び本局の局長への報告を義務付ける など

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、事業者等との接触ルールが各地方整備局等の発注者綱紀保持規程等によって明確化されており、事業者等との対応は、原則として、オープンな場所で複数の職員により実施していた。また、オープンな場所で複数の職員により対応をすることができない場合、発注者綱紀保持規程等に基づき、事前に所属長等の承諾を得るなどの対応を行っていた。

あわせて、積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室において、常時、掲示による周知のうえ、事業者等の自由な出入りを制限するとともに、事務所副所長室の大部屋化等を実施していた。

また、事業者・事業者団体に対して、事務所内における発注者綱紀保持に関する掲示や意見交換会時などに発注事務に係る綱紀保持の協力要請の資料を配布するなどして、周知を図っていた。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保する
- ・ 機密情報を電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなどする
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、書類の手渡しや、パスワード付きのファイルでのメール送信等の方法により送付し、施錠できる場所にて管理し、履行確認後は速やかに裁断するなどの方法により確実に処分する
- ・ 機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行う など

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、担当課の分離または技術審査・評価業務を別の事務所等で行うことにより積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保するとともに、発注事務に関する情報を、紙文書については施錠可能な書庫等に保管し、電子データについてはアクセス制限付フォルダで管理すること等で、情報を取り扱う者以外の者が閲覧できないようにしていた。

なお、技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報については、当該工事の担当者以外の者へ情報が漏洩しないよう、書類を担当の監督員等に手渡しやパスワード付ファイルで送付するなどし、施錠できる書庫等にて管理した上で、工事完了検査後等に処分することとしていたが、一部の事務所等においては、確実に処分されたかを確認できる仕組みが確保されていなかった。

また、全ての事務所等において、発注する工事の種類（河川改修、道路維持 等）等ごとに、情報管理整理役職表で「情報管理責任者」及び「業務上取り扱う者」を指定するとともに、これを適切に更新していた。

あわせて、情報管理が適切に行われているかどうかについて、「情報管理責任者」が定期的（少なくとも毎年度1回）に点検し、その結果を「情報管理総括責任者」に報告していたが、一部の事務所等において、業務上取り扱う者の記載に一部不足があるなどの点検内容の不備や点検結果報告書と情報管理整理役職表の記載との間の僅かな齟齬がみられた。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化する
- ・ 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合においては、より競争性が確保される環境の整備に向けて、必要に応じ、入札参加資格の見直し等を検討するなど

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、一般土木工事について、月次入札状況、入札結果データ、事務所ごとの平均落札率、事業者ごとの当初契約額・受注割合等のデータをホームページ上に公開し、随時更新していた。

なお、今回の対象機関の中には、平均落札率が高止まりしている、もしくは平均入札参加者が少ないなど競争性を阻害するような状況にあるにもかかわらず、必ずしもその要因等についての的確に把握していない、もしくは把握していてもさらなる競争性の確保のための取組の検討が必要な状況がみられた。

また、全ての事務所等において、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続に基づき、適切に運用していた。

II. 提示意見

監察の結果、機密情報管理の徹底に関する取組において、一部の事務所等で、技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報が確実に処分されたかを確認できる仕組みが確保されていないことから、

技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、書類の手渡しや、パスワード付きのファイルでのメール送信等の方法により送付し、施錠できる場所にて管理し、履行確認後は速やかに裁断するなどの方法により確実に処分し、その履歴を管理簿に記録することなどにより確実に処分したことが事後的にも確認できる仕組みを導入すること。

あわせて、機密情報管理の徹底に関する取組において、一部の事務所等で、業務上取り扱う者の記載に一部不足があるなどの点検内容の不備や点検結果報告書と情報管理整理役職表の記載との間の僅かな齟齬がみられたことから、

情報管理が適切に行われるよう、「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うこと。実効性のある点検となるよう、特に以下について留意すること。

- ・点検表は、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類（予定価格、技術評価点等）及び媒体（紙文書、電子データ）並びに点検結果（適・否・対象外）を明示すること
- ・点検時には情報管理役職表が業務実態に則しているか改めて確認すること
- ・点検時期については、その後の情報管理に生かせるよう適切に設定すること
- ・「情報管理総括責任者」は、「情報管理責任者」からの点検結果の報告内容に関し、点検が適切に行われているか確認、把握するとともに、必要に応じて指導・助言すること。

また、応札・落札状況の分析に関する取組において、今回の対象機関の中には、平均落札率が高止まりしている、もしくは平均入札参加者が少ないなど競争性を阻害するような状況にあるにもかかわらず、必ずしもその要因等についての的確に把握していない、もしくは把握していてもさらなる競争性の確保のための取組の検討が必要な状況がみられたことから、

分析方法の工夫及び競争性の確保に向けた入札参加資格の見直し等の検討について、より一層の取組を行うこと。

上記を含めたすべての監察項目について提示する意見は、以下のとおりである。

(1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組

入札契約事務に係るコンプライアンスに関して、対象者、内容、頻度を適切に設定した講習会（コンプライアンス研修、講義、講座）、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を行うことで、全ての職員に繰り返しその重要性を認識させる機会を確保し、コンプライアンス意識が希薄にならないよう継続的な取組を実施することが重要である。

1) 全職員の講習会等の受講の徹底

事務所等及び本局においては、違法性の認識に関する講習会等の徹底の観点から、改めて、全ての職員に自分の身近な問題として認識させるため、講習会等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること。

- ・コンプライアンス推進計画等において、全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定すること
- ・(本局においては管内の全事務所等を含む) 全職員の上記講習会等の受講状況を把握すること
- ・講習会未受講者がいる場合、その者に講習会の受講と同等の効果を得るための具体的な取組を行うこと
- ・発注担当職員は、入札契約事務に関する機密情報を多く保有しており、不当な働きかけを受けやすい立場にあることを踏まえ、本局で行う担当者会議等の議題にコンプライアンスを取り上げる、事務所等でコンプライアンス・ミーティングを定期的を開催するなどして、当該職員の入札契約事務に係るコンプライアンス意識のさらなる徹底を図ること

2) 全職員に講習会等において重点的に伝えるべき事項の留意

事務所等及び本局においては、全職員に以下の事項を重点的に伝えることに留意して、講習会等に取り組むこと。

- ① 全ての職員に自分の身近な問題として認識させるとともに、違法行為を抑止する観点からの事項**
 - ・入札談合等入札に関する違法行為に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
 - ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等入札に関する違法行為に巻き込まれることがあり得ること
 - ・過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景
- ② 発注者綱紀保持の徹底及び違法行為の抑止の観点から、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反に関する報告に関する事項**
 - ・発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること

- ・報告は職員に課された義務であること
- ・報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること
- ・報告を怠った場合には処分があり得ること

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

事業者・OBとの接触・対応に当たっては、入札談合への関与や機密情報漏洩等を防止すること及び国民の疑惑を招かないことが必要であり、不祥事を繰り返さないための取組を継続することが重要である。

1) 事業者等との執務スペースの外のオープンな場所での対応の徹底

事務所等及び本局においては、発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、原則として、執務スペースの外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応するとともに、これによることができない場合は事前に所属長等の承諾を得るなど、発注者綱紀保持規程等に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること。

特に、複数の職員により対応することが困難な出張所等の少人数官署においては、事業者等との応接に当たっては、各地方整備局等の発注者綱紀保持規程等において定められたルールについて、より徹底を図ること。

2) 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室への自由な出入りの制限

事務所等及び本局においては、仕様書及び設計書の作成や技術審査・評価等の業務を担当する課室において、出入りを制限する旨を常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限すること。

3) 副所長等室の可視化、大部屋化等の推進

事務所等においては、副所長等室の可視化、大部屋化等が実施されていない場合や、個室間の壁の一部撤去のみ又はドア撤去のみの暫定対応となっている場合において、庁舎のスペースや構造耐力等の点で支障がない限り、再発防止対策の主旨を踏まえ、可視化、大部屋化等に向けた取組を進めること。

また、本局においては、その実施状況を把握した上で、未実施や暫定対応の事務所等に対し、可視化、大部屋化等に向けた指導・助言を行うこと。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

入札契約の適正化の観点から、機密情報については、その適切な管理を徹底するとともに、情報が漏洩しにくい体制の確保等を図ることが重要である。

1) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

事務所等及び本局においては、積算業務と技術審査・評価業務の両機密情報を知る者を限定し、分離体制を確保すること。

2) 「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底

本局においては、機密情報に関し、誰がどの情報を取り扱えるか明確になるよう、「情報管理整理役職表」の様式を適切に定めること。また、その様式を踏まえ、事務所等及び本局においては、「情報管理整理役職表」を適切に更新すること。

また、本局（北海道開発局においては開発建設部）においては、本官発注工事の入札関連情報に関して、事務所職員が設計図書を作成に関与する場合には、当該事務所職員を「業務上取り扱う者」として「情報管理整理役職表」に明記すること。

3) 発注事務に関する書類等の管理の徹底

事務所等及び本局においては、発注事務に関する書類等について、みだりに紙文書化せず、紙文書化したものは「情報管理責任者」として記載されている者が施錠できる場所にて管理し、電子データについては「情報管理整理役職表」を踏まえたアクセス制限付のフォルダで管理する等、発注者綱紀保持マニュアルに定められた管理方法の徹底を図ること。

4) 事務所、出張所等へ送付される工事の履行確認のために必要な情報の管理の徹底

事務所等及び本局においては、技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、書類の手渡しや、パスワード付きのファイルでのメール送信等の方法により送付し、施錠できる場所にて管理し、履行確認後は速やかに裁断するなどの方法により確実に処分し、その履歴を管理簿に記録することなどにより確実に処分したことが事後的にも確認できる仕組みを導入すること。

5) 「情報管理責任者」による適切な点検の徹底

事務所等及び本局においては、情報管理が適切に行われるよう、「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うこと。実効性のある点検となるよう、特に以下について留意すること。

- ・点検表は、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類（予定価格、技術評価点等）及び媒体（紙文書、電子データ）並びに点検結果（適・否・対象外）を明示すること
- ・点検時には情報管理役職表が業務実態に則しているか改めて確認すること
- ・点検時期については、その後の情報管理に生かせるよう適切に設定すること
- ・「情報管理総括責任者」は、「情報管理責任者」からの点検結果の報告内容に関し、点検が適切に行われているか確認、把握するとともに、必要に応じて指導・助言すること

6) 発注者支援業務の受注者における情報管理の徹底

発注者支援業務（積算技術業務、技術審査業務）については、共通仕様書に基づき受注者の情報管理を徹底すること。なお、積算技術業務と技術審査業務の受注者が同一

である場合は、受注者の情報管理状況を直接確認するなど、更なる徹底を図ることが望ましい。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

入札契約の適正化を確保し、違法行為を抑止する観点から、発注工事の落札率、応札者数、個々の応札者の応札状況等について、平素から継続的に分析することが重要である。

1) 応札・落札状況の分析方法の工夫

事務所等及び本局においては、応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じ、個々の工事の応札・落札状況だけでなく、以下の点にも着目するなど分析方法を工夫することが望ましい。

- ・時系列的な推移や傾向等に着目した応札・落札状況
- ・事業毎（道路、河川、砂防、海岸、港湾等）の応札・落札状況
- ・管内の地域毎の応札・落札状況
- ・管内の別等級工事の応札・落札状況との比較 等

2) 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずるべき措置

事務所等及び本局は、一般土木C等級工事及び港湾土木B等級工事（北海道開発局においては一般土木B及びC等級工事）について、i 上記1)の応札・落札状況の分析結果を踏まえ、年平均落札率が95%付近で高止まりしている場合や、応札・落札状況から違法行為が疑われる場合、ii 過去に当該地域において「談合情報」又は「談合疑義事実」があった場合等においては、入札契約の適正化及び職員の違法行為への関与の防止の観点から、以下の措置を講ずること。なお、その他の工事についても、同様の措置を講ずることが望ましい。

① 発注者綱紀保持

事業者等との接触・対応ルールや機密情報管理の徹底等発注者綱紀の一層の保持に努めること。

② 事業者との意見交換会等の場における対応

事業者に対し、事業者との意見交換会等の場で、発注者として、応札・落札状況を継続的に注視していること及び談合情報や談合疑義事実には談合情報対応マニュアルや談合疑義事実処理マニュアルに従って厳正に対処する姿勢等を示すよう努めること。

③ 入札参加資格の見直し等

より競争性が確保される環境の整備に向けて、必要に応じ、以下の措置について検討すること。

- ・地域要件や等級区分の拡大、施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直し
- ・直轄工事の実績が少ないが技術力のある事業者の参加を増加させるため、チャレン

ジ型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用 等

3) 談合疑義事実処理マニュアルの運用

本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた的確な事務処理手続を定める規定を整備するとともに、本局及び事務所等においては、その規定を適切に運用すること。

(別添) 対象機関における取組状況

(1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

(北陸地方整備局 湯沢砂防事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等(コンプライアンス研修、講義、講座のほか、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。)を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、講習会等の未受講者に対しては、コンプライアンス推進責任者等が講義を行っていた。また、期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保し、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについて、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

(中部地方整備局 木曾川上流河川事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等(コンプライアンス研修、講義、講座のほか、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。)を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、本年度は全職員が受講していた。なお、講習会等の未受講者はおらず休職者等を除く全員が講習会等を受講していた。
- ・ 期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保し、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について資料等に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについて資料等に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

(中部地方整備局 浜山河川国道事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等(コンプライアンス研修、講義、講座のほか、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。)を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、本年度は全職員が受講していた。なお、講習会等の未受講者はおらず休職者等を除く全員が講習会等を受講していた。期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保し、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について資料等に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについて資料等に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

(中国地方整備局 福山河川国道事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等(コンプライアンス研修、講義、講座のほか、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。)を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、未受講者に対しては、事務副所長より同内容の講座を開催して受講させていた。期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保し、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについて資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

(四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等(コンプライアンス研修、講義、講座のほか、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。)を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、講習会等の未受講者に対しては、講習会の映像を視聴させるとともにコンプライアンス指導者が補足説明を行っていた。また、期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保し、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについて資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

(北陸地方整備局 湯沢砂防事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、オープンな接客スペースにおいて、複数の職員により対応していた。複数の職員により対応することができない場合は、事前に所属長の承諾を得ることとしていた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務を行う課室においては、出入りを制限する旨を掲示し、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、発注事務に係る綱紀保持の協力について記載した資料を受付窓口に置くとともに、応接スペース等に掲示し、周知していた。また、安全大会等の受注者が集まる場において資料を配布するなどして、周知を行っていた。

(中部地方整備局 木曽川上流河川事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、入退庁受付簿への記入を求めた上で、オープンな接客スペースにおいて、複数の職員により対応していた。複数の職員により対応することができない場合は、事前に所属長の承諾を得るとともに、受付簿に一人で対応した旨を記入することとしていた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務及び技術審査・評価業務を行う課室においては、出入りを制限する旨を掲示し、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、意見交換会時に、国家公務員倫理に関するリーフレット及び発注事務に係る綱紀保持規程等を配布するなどして、周知を行っていた。

(中部地方整備局 浜松河川国道事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、入退庁受付簿への記入を求めた上で、オープンな接客スペースにおいて、複数の職員により対応していた。複数の職員により対応することができない場合は、事前に所属長の承諾を得ることとしていた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務及び技術審査・評価業務を行う課室においては、出入りを制限する旨を掲示し、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の大部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、定例会開催時に、国家公務員倫理に関するリーフレット及び発注事務に係る綱紀保持マニュアルを配布するなどして、周知を行っていた。

(中国地方整備局 福山河川国道事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、カウンター越しに行うなどオープンな場所において、複数の職員により対応していた。複数の職員により対応出来ない場合は、事前に所属長等の承諾を得て対応し、打合せ記録簿を作成することとしていた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務を行う課室などにおいては、具体的な発注者網紀保持の取組を記載した「事業者の皆様へお知らせ」や協力依頼を掲示し、玄関に入庁受付用の内線電話を設置する等、事業者等への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室は存在せず、他の課室員と同様に配席されていた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、事務所ホームページにおけるコンプライアンスに対する取組み状況の掲載や業界団体等と会議を行う際に、リーフレットを配布するなどして、周知を行っていた。

(四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、オープンな接客スペースにおいて、複数の職員により対応していた。複数の職員により対応することができない場合は、事前に所属長の承諾を得ることとしていた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務を行う課室においては、出入りを制限する旨を掲示し、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者等に対しては、庁舎玄関及び執務室入り口、入札資料閲覧場所において、発注者網紀保持に関するお知らせを掲示するなど周知を行っていた。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

(北陸地方整備局 湯沢砂防事務所)

- ・ 積算業務は工務課、技術審査・評価業務は、①競争参加資格については総務課、②技術提案書については信濃川河川事務所の品質確保課が行うことにより、分離体制を確保していた。予定価格および調査基準価格については、工務課長が起案し、事務所長が電子決裁した予定価格書を工務課長が封緘し、その後開札時まで、総務課長が総務課の金庫内に厳重に保管していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、人事異動等の際に更新しており、最新の更新は令和3年4月であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能な引き出し等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」に際しては、総務課長から主任監督員に手交し、送付簿・受領簿に記録し、「管理」に際しては、施錠可能な書庫で保管し、「処分」に際しては、施工計画への反映を確認後に速やかに廃棄し、その履歴を受領簿に記録することとしていた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」(事務所長)へ報告し確認を受けていた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、共通仕様書に基づき、守秘義務や情報セキュリティについて明記した業務計画書を提出させ、その実施状況について毎月報告をさせていた。

(中部地方整備局 木曾川上流河川事務所)

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は各発注担当課、技術審査・評価業務は品質確保課が行うことにより、分離体制を確保していた。
- ・ 予定価格調書については、各発注担当課長が作成した資料を事務所長が確認し、確認した証として署名した上で封緘し、その後開札時まで、経理課長が経理課の金庫内に厳重に保管していた。調査基準価格調書については、各発注担当課長が、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限を設けた「工事積算システム」により作成していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織変更の際に更新しており、最新の更新は令和3年4月であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能な引き出し等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管していた。

- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」に際しては、技術副所長が本局河川工事課から受領し、これを必要な場合に主任監督員に手交し、「管理」に際しては、施錠可能な書庫で保管し、「処分」に際しては、技術副所長が完成検査後に速やかに廃棄し、その旨を本局河川工事課に報告することとしていた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」（事務所長）へ報告し確認を受けるとともに、コンプライアンス推進室長（事務副所長）が執務室を巡回して点検内容を確認し、事務所長へ報告していた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、守秘義務や情報セキュリティについて明記した業務計画書を提出させ、その実施状況について毎月報告をさせていた。

（中部地方整備局 浜松河川国道事務所）

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は各発注担当課、技術審査・評価業務は品質確保課が行うことにより、分離体制を確保していた。
- ・ 予定価格調書については、各発注担当課長が計算した資料を根拠に事務所長が作成して封緘し、その後開札時まで、経理課長が経理課の金庫内に厳重に保管していた。調査基準価格調書については、各発注担当課長が、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限を設けた「工事積算システム」により作成していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織変更の際に更新しており、最新の更新は令和3年4月であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能な引き出し等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」に際しては、技術副所長が本局から受領し、これを必要な場合に主任監督員に手交し、「管理」に際しては、施錠可能な書庫で保管し、「処分」に際しては、技術副所長が完成検査後に速やかに廃棄し、その旨を本局に報告することとしていた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」（事務所長）へ報告し確認を受けるとともに、コンプライアンス推進室長（事務副所長）が執務室を巡回して点検内容を確認し、事務所長へ報告していたが、一部の点検において、情報管理整理役職表の記載との間にわずかな齟齬がみられた。
- ・ 発注者支援業務の受注者における情報管理については、守秘義務や情報セキュリティについて明記した業務計画書を提出させ、その実施状況について毎月報告を

させていた。

(中国地方整備局 福山河川国道事務所)

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は各発注担当課、技術審査・評価業務は地域ブロックごとの代表事務所(広島国道事務所)が行うことにより、分離体制を確保していた。
- ・ 予定価格調書については、設計書決裁時に事務所長が手書きで作成しており、調書作成前の予定価格記載の資料は発注担当課長が机の引き出しにて施錠保管し、作成後の調書は速やかに経理課長に手交し、経理課内金庫にて保管していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、人事異動の際などに更新しており、最新の更新は令和3年10月であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能な引き出し等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」に際しては、本局から経理課長へ郵送で送達され、これを必要な場合に主任監督員等に手交し、「管理」に際しては、施錠可能なロッカー等で保管し、「処分」に際しては、経理課長が履行確認後に速やかに回収し、裁断もしくは融解により廃棄し、回収・処分年月日を管理簿で管理していた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」(事務所長)へ報告していたが、「業務上取り扱う者」の記載に一部不足があるなど点検内容について一部不備があった。
- ・ 発注者支援業務の受注者における情報管理については、守秘義務や情報セキュリティについて明記した業務計画書を提出させ、その実施状況について毎月報告をさせていた。

(四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所)

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は各発注担当課、技術審査・評価業務は地域ブロックごとの代表事務所(松山河川国道事務所)が行うことにより、分離体制を確保していた。
- ・ 予定価格調書および調査基準価格については、技術副所長が計算した資料を根拠に事務所長が作成して封緘し、その後開札時まで、総務課長が総務課の金庫内に厳重に保管していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、人事異動等の際に更新しており、最新の更新は令和3年4月であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能な引き出

し等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管していた。

- 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」に際しては、総務課長が本局契約課から親展による郵送（簡易書留）で受領し、「管理」に際しては、施錠可能な箇所で保管し、「処分」に際しては、総務課長等がシュレッダーによる廃棄をしていたが、確実に処分されたか確認できる仕組みは確保されていなかった。
- 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」（事務所長）へ報告し確認を受けていた。
- 発注者支援業務の委託先における情報管理については、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成させていた。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

(北陸地方整備局 湯沢砂防事務所)

- 令和元・2年度における応札・落札状況（一般土C等級工事）は、
令和元年度 年平均落札率96.5%、平均入札参加者数2.7者
令和2年度 年平均落札率96.7%、平均入札参加者数2.2者
であった。
- 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況について、平均落札率は高く、平均入札参加者数はやや少ないと認識していた。この要因としては、「①そもそも砂防工事は、『災害リスクが高く、利益が上がりにくい』、『居住地から現場までの移動に時間を要する』、『地形・地質が複雑であり、施工に当たって相当な技術力を要する』という声があることや、降雪や漁業の影響により工期が限られている工事が多いことなどから、業者にとってはリスクも高く、利益が計算しづらい特性がある。②砂防工事は数ある土木工事の中のごく一部にすぎず、砂防工事の経験のある技術者も多いわけでない。③近年における度重なる大災害を契機とした国土強靱化対策など各事業者からの発注量の増加を背景に、業者が限られた技術者を効率的に配置する観点から、利益の計算しやすい平場の工事から優先的に手を上げている。」等と考えていた。
- 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、「山間部の砂防工事は災害リスクが高く、利益が上がりにくい」、「居住地から現場までの移動に時間を要する」、「地形・地質が複雑であり、施工に当たって相当な技術力を要する」、「他事業、他事務所の工事を先に受注する傾向があり、砂防工事に配置できる人員が限られており、参加そのものが困難になっている」、「施工歩掛かりが実態と合わない部分がある」等があった。
- 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。
- 入札の競争性を高めるための取組として、入札参加者数を増やすため、「同種及び類似工事の要件緩和や特例監理技術者の兼務の適用」「参考歩掛かりの明示による予定価格の設定」「公告時の条件明示」などの取組を進めてきたところであり、今後もより一層の競争環境の確保に向けて、現場代理人や技術者へのアンケートや意見交換会を行い、現場の声を聴いて改善に努めていくとのことであった。

(中部地方整備局 木曾川上流河川事務所)

- 令和元・2年度における応札・落札状況（一般土C等級工事）は、
令和元年度 年平均落札率97.1%、平均入札参加者数 7.0者
令和2年度 年平均落札率96.6%、平均入札参加者数10.0者
であった。

- ・ 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況について、平均落札率は高いと認識していた。この要因としては、「①業者の積算精度が向上している中で工事の適正な品質確保や企業利益を考慮し、入札金額は必然的に高くなっている可能性がある。②平成30年7月頃の豪雨災害や国土強靱化等により、発注件数が増加している。③一部の落札成功率が低い多数回入札の業者については、発注工事の増加とともに、県や市町の工事を中心に受注している業者が直轄工事にもチャレンジしてみようという気持ちで入札している可能性があり、その場合、一度でも事故を起こせばその後の入札参加に影響することから、工事の品質確保及び適材適所の人材確保の検討に相当重きを置いて、入札金額を出してきていることなどが考えられる。④直近3年の入札参加者数は10者程度あり、令和2年実績で工事参加企業数は49者（前年比1.5）で、特定企業の偏りはなく、受注規模・順位においても年度により異なる状況であることから、工事参加業者における競争性は向上されてきている。」等と考えていた。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、「地域建設業の存続に向けた安定的・継続的な公共事業予算の確保として、地域の守り手である建設業が存続できるよう、公共事業予算の総額の確保と将来にわたる安定的・継続的な確保」、「働き方改革のうち週休2日対象工事の経費補正係数の引き上げ、建設キャリアアップシステム登録希望者への相談等への支援」、「生産性向上のため、i-Constructionの推進に向けた国から市町村への働きかけ、ウェアブルカメラの初期導入費用の補助、通信環境の整備などの活用を進めるための対策」等があった。
- ・ 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。
- ・ 入札の競争性を高めるための取組として、入札公告において参加可能業者が30者以上となる地域要件等の条件設定、計画的な発注、適切な工期設定をすでに実施しているところであり、今後も継続していくとともに、過去発注において応募者数が少ない事例について要因分析を行い、改善策を検討するとのことであった。加えて、現段階では入札参加者数は十分確保できていると考えているが、より一層の競争性の確保のために、自治体実績を同等に評価する「チャレンジ型」等の活用についても一つの考え方としてあるとのことであった。
- ・ しかしながら、平均入札参加業者数は多いものの、平均落札率が高止まりし競争性を阻害するような状況が認められる中で、その要因についての的確に把握しているとは言い難く、入札・落札状況の分析や競争性を高める工夫について更に検討することが必要な状況が認められた。

（中部地方整備局 浜松河川国道事務所）

- ・ 令和元・2年度における応札・落札状況（一般土C等級工事）は、

令和元年度	年平均落札率	95.7%	、	平均入札参加者数	3.5者
令和2年度	年平均落札率	95.7%	、	平均入札参加者数	3.6者

であった。

- ・ 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況について、平均落札率は高く、平均入札参加者数はやや少ないと認識していた。この要因としては、「①全体として、入札結果の公表、設計書の情報開示等により事業者の積算精度が向上してきたことが要因ではないか。②補正予算等により県や市を含めて工事発注量が増大している一方、事業者側の受注体制の確保はそこまで進んでおらず、需要と供給との関係が要因になっているのではないか。③河川工事については、地元調整を含めて難易度が高い工事や土質がよくない河道掘削の土砂処分先の調整等があり、地の利のある事業者が有利となるケースもあるのかもしれない。④道路工事については、補正予算等で全国的に工事が増大している中で、工事場所から離れた地域の事業者は、地元の工事を優先している可能性がある。」等と考えていた。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、「山間部は電波が届きにくく ICT 施工が難しい」、「山間部工事の骨材不足」、「河川工事は10月以降の施工のため人員確保が難しい」、「土木を希望する若者の減少による高齢化・技術者不足」、「週休2日制を県・市が多く導入するよう国からの促進指導」等があった。
- ・ 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。
- ・ 入札の競争性を高めるための取組として、いままでも工事発注規模の工夫や監理技術者の兼務等の取組を進めてきたところであり、今後はより競争性が確保される環境の整備に向けて、自治体の実績を同等に評価する「チャレンジ型」の活用等について検討していくとのことであった。

(中国地方整備局 福山河川国道事務所)

- ・ 令和元年度、令和2年度における応札・落札状況（一般土木C等級工事）は、
令和元年度 年平均落札率96.6%、平均入札参加者数1.3者
令和2年度 年平均落札率94.3%、平均入札参加者数1.9者
であった。
- ・ 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況について、平均落札率はやや高く、平均入札参加者数は少ないと認識していた。この要因としては、「①平成30年7月豪雨災害に伴う工事件数の増大と、近年の一般土木工事に従事する業者数の減少により、いずれの業者も手一杯であるため、入札参加者数が減少傾向にある。②災害復旧のため、県全体の工事件数が増えたことにより、各業者は技術者や下請業者の確保に困難を極めており、また、資機材の価格の高騰もあり、災害以前の単価では受注できなくなっていることが、平均応札率・平均落札率の上昇に繋がっている。③道路工事については、平成20年代後半以降の直轄工事件数の減少に伴い、業者が県発注の工事にシフトしてしまったことが、今なお参加業者が少ない要因となっているのではないか。④落札

- 実績のある業者の落札成功率が高いことについては、工事件数の増大によって、入札参加したくてもできない業者がいることに加えて、そもそも直轄工事を担当できる技術者数が限られていることが影響しているのではないか。」等と考えていた。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、「自治体を含め、豪雨による災害復旧・復興工事も未だ多く残されている現状にあり、技術者や資機材の確保、適正な利潤の確保にも苦慮している。発注時期や施工時期の平準化など調整・改善して欲しい。業界の現状や現場条件を踏まえた積算の見直しをして欲しい。」等があった。
 - ・ 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。
 - ・ 入札の競争性を高めるための取組として、入札参加者数を増やすため、事業進捗とともに入札時の競争原理が働くよう、発注案件や入札参加同行動向を踏まえて業界団体と意見交換を行い、発注規模の検討等、より多くの業者が参加しやすい発注となるよう努めているとのことであった。具体的には、業者の参加意欲を高めるため、発注ロット（発注規模）を拡大することのほか、同種工事として求める実績要件の緩和、一般土木C等級工事へ参加できる業者の適用範囲をC+B（等級区分）へ拡大、参加資格要件（本支店営業所の所在地）を広島県内に拡大、実績を重視しないチャレンジ型の活用に取り組んでいるとのことであった。

（四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所）

- ・ 令和元・2年度における応札・落札状況（一般土C等級工事）は、

令和元年度	年平均落札率	95.5%	、	平均入札参加者数	1.2者
令和2年度	年平均落札率	96.7%	、	平均入札参加者数	1.3者

 であった。
- ・ 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況について、平均落札率は高く、平均入札参加者数は少ないと認識していた。この要因としては、「①現場条件が厳しい(地質が脆弱で急峻など)ことから入札参加者数が少ない。②西日本豪雨等の復旧工事や防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等の影響により、各業者とも技術者、労務者、建設機械等が不足していることから、工事内容を吟味した上で、受注したい工事を絞って応札しているのではないか。」等と考えていた。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、「技術者不足と高齢化、若手の入職促進、離職対策、育成が課題」「H30年豪雨、国土強靱化により数多くの工事が、国、自治体から発注され、技術者に余裕がない。」等があった。
- ・ 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。
- ・ 入札の競争性を高めるための取組として、入札参加者数を増やすため、「愛媛県全域への地域要件の緩和」「全ての一般土木C工事に対して自治体実績評価型（試行）

などの採用」「B C混合発注などの発注規模の拡大」「余裕期間制度の活用」などの取組を進めてきたところであり、今後もこれまでの取組を継続するとともに、より一層の競争環境の確保に向けて、地域の業者をとりまく状況を踏まえつつ、効果的な手法の検討を進めていくとのことであった。

(参考1)

令和3年度特別監察報告書(概要)

令和4年3月

国土交通省大臣官房監察官室

令和3年度 特別監察【高知県内における入札談合事案の再発防止】の概要

趣旨

令和3年度監察基本計画に基づき、高知県内における入札談合事案の再発防止の観点から、事務所等に対して、本省主導により抜き打ちで再発防止対策の実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うことにより、再発を確実に防止するための取組を促す

重点項目

- (1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

実施日・対象機関

事務所等5か所

- 10/7-8 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所、浜松河川国道事務所
10/14 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所
10/27 中国地方整備局 福山河川国道事務所
11/1 北陸地方整備局 湯沢砂防事務所
※年平均落札率等に着目して事務所等を抽出

(参考) 高知県内における入札談合事案に関する調査報告書（平成25年3月14日）（抄）

第6章 再発防止対策

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

令和3年度 特別監察【高知県内における入札談合事案の再発防止】の概要

重点項目

(1)コンプライアンス意識の徹底に関する取組

- ◆ 全職員の講習会等の受講の徹底
- ◆ 全職員に講習会等において重点的に伝えるべき事項の留意

(2)事業者・OBとの接触・対応に関する取組

- ◆ 事業者等との執務スペースの外のオープンな場所での対応の徹底
- ◆ 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室への自由な出入りの制限
- ◆ 副所長等室の可視化、大部屋化等の推進

(3)機密情報管理の徹底に関する取組

- ◆ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
- ◆ 「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底
- ◆ 発注事務に関する書類等の管理の徹底
- ◆ 事務所、出張所等へ送付される工事の履行確認のために必要な情報の管理の徹底
- ◆ 「情報管理責任者」による適切な点検の徹底
- ◆ 発注者支援業務の受注者における情報管理の徹底

(4)応札・落札状況の分析に関する取組

- ◆ 応札・落札状況の分析方法の工夫
- ◆ 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずるべき措置
- ◆ 談合疑義事実処理マニュアルの運用

令和3年度 特別監察【高知県内における入札談合事案の再発防止】の概要

1. 報告

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

- 一部の事務所等では、技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、確実に処分されたかを確認できる仕組みが確保されていなかった
- 一部の事務所等では、業務上取り扱う者の記載に一部不足があるなどの点検内容の不備や点検結果報告書と情報管理整理役職表の記載との間の僅かな齟齬がみられた

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

- 一部の事務所等では、平均落札率が高止まりしている、もしくは平均入札参加者が少ないなど競争性を阻害するような状況にあるにもかかわらず、必ずしもその要因等について的確に把握していない、もしくは把握していてもさらなる競争性の確保のための取組の検討が必要な状況がみられた

2. 主な提示意見

- 技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、処分履歴を管理簿に記録することなどにより確実に処分したことが事後的に確認できる仕組みを導入すること
- 事務所等及び本局においては、「情報管理責任者」による毎年度の点検を、実効性のある点検となるよう以下の点に留意し適切に行うこと
 - ・点検時には情報管理役職表が業務実態に則しているか改めて確認すること 等
- 応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じて、時系列的な推移や傾向、事業毎、地域毎等の状況に着目する、管内の別等級工事の応札・落札状況と比較するなどの分析方法の工夫が望ましい
- 年平均落札率が高止まりしているなどの場合には、発注者綱紀の一層の保持等に努めるのみならず、必要に応じて、十分な競争性を確保するために、地域要件や等級区分の拡大・施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直しや、チャレンジ型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用等を検討すること

高知県内における入札談合事案に関する
調査報告書(抄)

平成25年3月14日

国土交通省

第6章 再発防止対策

国土交通省としては、今回の事案を、単に一整備局の一部の事務所の起こした不祥事、あるいは高知県の一部の建設業者が引き起こした問題として矮小化することなく、全職員が自らの問題として捉えた上で、組織全体で、再発を確実に防止するために効果的な措置を講ずる必要がある。

このため、第4章に述べた事象の要因・背景を踏まえ、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていく措置が必要である。また、併せて、第5章で述べたとおり、本件事案を踏まえた地方局全体の総点検とこれまでの談合事件等の不正事案を契機として講じてきた再発防止対策の効果の検証を踏まえ、以下の再発防止対策を講ずることとする。

1 コンプライアンス推進の強化

(1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置

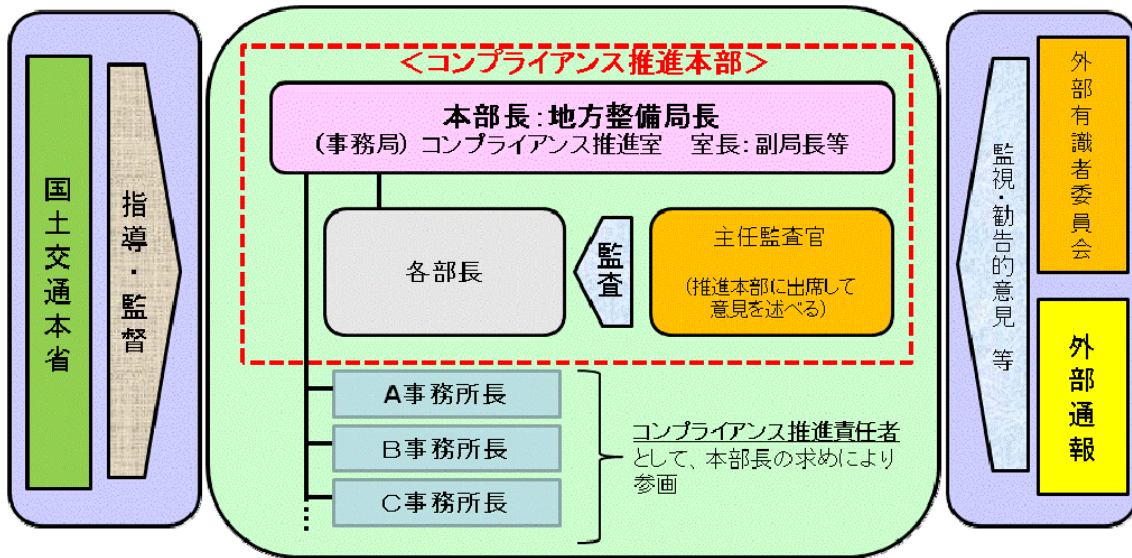
地方整備局長を本部長とするコンプライアンスに関する事項を審議・推進する機関を設置し、コンプライアンス・内部統制を強化するための年度推進計画の策定、推進状況の点検・分析及びその結果を取り組みに反映させることによる継続的な改善を図るものとする。

このため、コンプライアンス推進本部は、地方局幹部が行う日々の業務管理の一環として、毎月1回以上開催し、これに参画させる事務所所長が行うコンプライアンスの推進状況の報告を受け、再発防止対策等の取組について検証・指導・改善を行うものとする。

また、コンプライアンス推進本部の活動を補佐し、コンプライアンス・内部統制業務を推進するための体制の整備（コンプライアンス推進室、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置）を行う。

(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会の設置

さらに、地方整備局ごとに外部有識者で構成する委員会を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとする。



(3) 違法性の認識に関する研修徹底

今回関与した副所長は、入札関連情報の漏洩について、守秘義務違反として違法性の認識はあったものの、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識が薄く、人事処分の重さ、刑事罰の対象となり得ること、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること等の認識が希薄だったと言わざるを得ない。また、研修等を受講していても「身近な話と思わなかった」などその効果が浸透していなかった面がある。

今後の研修の内容については、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させることが必要である。

また、研修の手法についても、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる必要がある。

さらに、各地方局の研修と国土交通大学校の研修を有機的に連携させることにより、研修対象定員を増やし、また、一人の職員が何年か毎に繰り返し倫理研修を受けるような体制を作り、年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないようにする必要がある。

(4) 意識改革に向けた取組

今回関与した副所長は、前任者の情報漏洩を指摘できないばかりか、自らも同様の情報漏洩を引き受け、違法行為をかばい合うという結果に陥ってい

たと指摘せざるをえない。このことを踏まえ、副所長の「業界対応窓口」としての役割の見直し（発注者綱紀保持規程においては、所長が責任者であり、所長ほか組織としての対応の一環であるべき）、業者との接触ルールの明確化・徹底、部門別の人事配置について専門性を踏まえつつできるだけ柔軟にするとともに、所長及び副所長その他相談を受ける本局の幹部職員を対象にした研修、地方局幹部による事務所等の現場職員との率直なコミュニケーションの機会の増加等を通じて、今回の事案の発生の背景・原因を踏まえた抜本的な意識改革を行うことが必要である。また、副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにするなど「目に見える形」で職場環境の改善を実施するものとする。

(5) 不当な働きかけに対する報告の徹底

入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠である。

このため、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び組織管理の責任者である局長への報告を義務づけるものとする。

また、職員が組織内の不正行為に気付いた場合においても、同様に、直属の上司及び局長への報告を義務づけるものとする。

このことを徹底させるため、地方局の局長自らが管下の全職員に呼びかけるものとする。

(6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

今回の事案に関与した副所長は、入札談合等関与行為に関与するほか、国家公務員倫理規程に違反する疑いのある事案に関与していたことを踏まえ、今後、地方整備局幹部については、人事評価の活用等により、任用前にその適格性をこれまで以上に厳正に評価する。

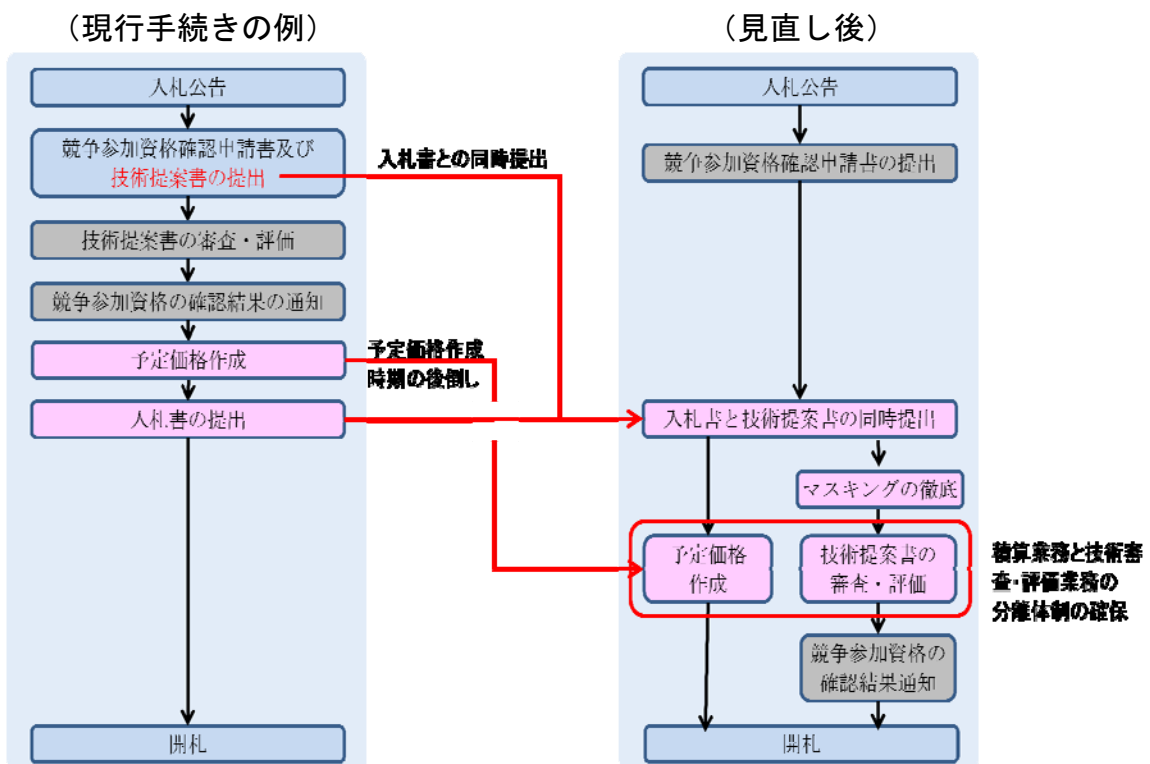
2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

(1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し

予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。

また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。

技術提案書における業者名のマスキングについては、これまでも実施されてきたところであるが、今回の入札書と技術提案の同時提出、情報管理の徹底等不正が発生しにくい制度への見直しに取り組む中で、企業名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証していく必要がある。



(2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用

談合業者に係る総合評価落札方式における評価については、談合により受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としないものとする。

なお、他の発注機関が発注した工事に係る談合についても同様の扱いとし、公正取引委員会等に情報提供の協力を求めつつ、厳正な運用に努めるものとする。

(3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名など

の機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行うものとする。

また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

3 ペナルティの強化

(1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合業者のうち首謀者に対する違約金については、現行では、WTO対象工事で、かつ、刑が確定した判決において首謀者であることが明らかとされている者について、請負代金額の10%を15%に引き上げているところであるが、今回の事案にかんがみ、当該違約金引き上げの対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこととし、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大するものとする。

(2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表するものとする。

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

地方整備局長をトップとするコンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取り組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図るものとする。

また、コンプライアンス推進本部は、年度推進計画の実施状況について本省に報告するものとし、本省は、このうち再発防止対策の実施状況及び(3)の本省特別監察の実施状況について公正入札調査会議に報告するものとする。

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するな

ど透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

(4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

本省は、地方整備局等の発注案件に関し、今回の事案のように悪質な談合等不正行為が行われている疑いがあり、かつ、社会的な影響が大きいと考えられるものについて、公正入札調査会議に報告するものとする。公正入札調査会議は、当該報告について調査審議の結果、重大な疑義があると認めるときは、地方整備局長等に対し、以下の措置を一定期間講ずるよう求めるものとする。

- ・事業者に対し、談合・不正のないことを誓約する旨の書面の提出を求めること
- ・応札可能な事業者の範囲の拡大その他実質的な競争性を高め、談合等を行いにくい競争環境を整備するために当該地方整備局等において適当と認める対策を実施すること

5 再就職の自粛要請

今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発注に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、退職者及び当該企業の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自粛を要請する。

6 再発防止対策の周知

今回講ずる再発防止対策の実効性を高めるため、地域の建設業者を含む関係方面に対して、対策の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

7 その他

談合をはじめとする違法行為等を根絶することと併せて、発注者として、良質な社会資本の整備及び維持管理を行うために、建設企業の適正な価格での工事受注及び公共工事の品質のさらなる確保・向上を図る観点から、適正な競争環境を確保するなどの入札契約制度の見直しを含む建設生産システム全体の抜本的な見直しを進めていく。

また、地域の建設産業に関しては、厳しい経営環境の中で将来的にも地域を支え得る足腰の強い産業として構築していくことが重要な課題であり、公共工事の入札制度における適正な競争環境の整備や、将来にわたり地域の維持をはじめとした業務を行う施工技術のある建設業者とその担い手の確保・育成支援について、引き続き取組を進める。

令和3年度 監察基本計画

1. 監察の目的及び種類

監察は、事務の合理的運営、官紀の保持、優良な団体又は職員の推賞及び不正行為の防止に関し、所管行政の改善向上に資することを目的として行っているところである。

この目的を踏まえ、令和3年度においては、関係部局等に共通の重要課題について定期監察を行うとともに、所管行政に関する事務の合理的運営の改善方策に重点を置き、本計画に従い、又は大臣の指示に基づき、特別監察を行うものとする。

また、令和3年度の定期監察及び特別監察を行うに当たっては、昨今の所管行政を取り巻く状況にかんがみ、それぞれ以下の観点に立つものとする。

(1) 定期監察

災害が頻発、激甚化する我が国において大規模な自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上を図るためには、社会資本の整備や交通機能の確保及び向上等が極めて重要であり、これに取り組む国土交通省に対する国民の期待は大きい。

地方整備局、地方運輸局等は、これを現場の最前線で支える重要な組織であり、そこで働く職員は、日々、その重責を果たすべく業務に邁進している。

一方、令和3年1月29日に、全府省の事務次官級で構成する「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」により「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」が改正され、令和7年度末までに政府一丸となって取り組んでいく職場環境づくりの内容が定められた。この指針では、国家公務員の職場環境の整備として、業務の見直しや効率化、デジタル化の推進、行政組織運営のマネジメント改革が急務であること、女性活躍に関しても、その育成や登用に対する息の長い取り組みの継続・拡充が必要であることなどが指摘されている。

国土交通省としても、地方整備局、地方運輸局等がその役割をしっかりと果たしていけるよう、この指針を踏まえ、引き続き、働き方改革及び女性の活躍推進に積極的に取り組む必要がある。

また、地方整備局、地方運輸局等が国民の期待に応えるためには、適正な職務執行が不可欠であり、その実効性を上げるためには職員一人一人が、服務規律を守り、職務に誇りを持ち、互いに協力し合いな

がら適正に職務を遂行する力強い職場づくりを推進し、組織力の向上に努める必要がある。

1) 「新しい日常」への対応等も踏まえた働き方改革の一層の推進

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、各職場では「新しい日常」への対応が求められている。

令和 2 年度中に各職場への ICT 機器の配備が一層推進されており、今後は、これらの機器を的確かつ適正に活用し、業務効率化等の働き方改革を着実に推進する必要がある。

一方、職場における感染防止対策は引き続き重要であり、特に来庁者等が多く集まりやすいところでの感染防止と円滑な業務運営には十分留意する必要がある。

- ② また、上記以外にも、業務プロセスを改善し、業務の効率化等を図る取組は、働き方改革の根幹として一層強力に推進する必要がある。
- ③ さらに、働き方改革及び女性の活躍推進の主要な指標に関連する取組について引き続き検証し、その一層の推進を図ることが必要である。

こうした観点に立ち、「新しい日常」への対応等も踏まえた働き方改革の一層の推進に関する取組について監察を行うこととする。

2) 職員が誇りを持ち、協力し、適正に職務を遂行する力強い職場づくり

- ① 地方整備局、地方運輸局等は、職員が、公務員としての服務規律を守り、自らの職責の重要性を認識し、士気高く誇りをもって職務に当たるよう、また、職務の遂行に必要な能力を備えるよう取り組むことが必要である。

- ② また、国民から寄せられる期待や信頼に応え、使命を果たすためには、コンプライアンスの徹底及び職務に関する倫理の保持が極めて重要である。

社会資本の整備に取り組む地方整備局等では、入札契約等に係る事務を多く担っており、公正な入札を担保するための情報管理等が強く求められる。

交通機能の確保、向上等に取り組む地方運輸局等では、交通・運輸事業の許認可及び監査、自動車の検査登録等に係る事務を多く担っており、これら許認可事務等の適正性の確保や自動車検査登録事務等における個人情報の適切な管理が強く求められる。

地方整備局、地方運輸局等においては、過去に発生した不祥事を踏まえ、再発防止等に取り組んでいるところであるが、引き続きコンプライアンスの徹底及び職務に関する倫理の保持が図られるよう、継続的な検証が必要である。

- ③ さらに、組織の士気を高め、コンプライアンスの徹底等を図る観点からも、職員同士が相互の理解を深め、協力して職務を遂行できる、コミュニケーションの良く取れた、風通しの良い職場環

境づくりが重要である。

こうした観点に立ち、職員一人一人が誇りを持ち、協力し、適正に職務を遂行する力強い職場づくりに関する取組について監察を行うこととする。

(2) 特別監察

前年度に引き続き、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保する観点に立ち、又は大臣の指示に基づき、状況に応じて機動的に行うこととする。

2. 監察事項、対象機関及び実施期間

(1) 監察事項

1) 定期監察

- 「新しい日常」への対応等も踏まえた働き方改革の一層の推進に関する取組
- 職員が誇りを持ち、協力し、適正に職務を遂行する力強い職場づくりに関する取組

2) 特別監察

- 入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

(2) 対象機関

1) 定期監察

国土交通大学校
地方整備局（北陸、近畿、四国、九州）
北海道開発局
地方運輸局（北海道、北陸信越、近畿、四国、九州）

2) 特別監察

- 入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために特別監察を実施する必要がある機関

(3) 実施期間

1) 定期監察

第 1～3 四半期

2) 特別監察

年度内において随時実施

3. その他

本基本計画策定後、所管行政の改善向上に資するため、所要の監察を行う必要が生じたときは、適宜、上記監察事項以外の事項や上記対象機関以外の機関について、監察を行うものとする。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」(平成25年3月)を踏まえた再発防止対策の実効性の検証を行う観点で特別監察を実施した場合は、その実施状況について、公正入札調査会議に報告するものとする。

以 上